

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽減税率の適用について手続を要する物品の追加指定等を行い、特許権等を侵害する物品に該当するか否かを認定するための手続における輸入者名等の通知方法を規定するとともに、旅客氏名表等に記載すべき事項及び業として貨物を輸入した者が保存すべき帳簿に記載すべき事項等を定める等のほか、税関関係手数料等の額の適正化、石油化学製品の製造用揮発油等に係る還付率の改定、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。